ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」といいます。）第七条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年八月六日

奈良県知事　荒井正吾

一　試験の日時及び場所

1　日時　学科試験　平成二十二年十一月十八日（木曜日）午前十時から
　　実地試験　平成二十二年十一月二十五日（木曜日）午前九時から

2　場所　学科試験　奈良県中小企業会館
　　実地試験　奈良調理短期大学校

二　試験科目

1　学科試験
　(一)　ふぐに関する衛生法規
　(二)　ふぐに関する食品衛生学

2　実地試験
　(一)　ふぐの種類及び臓器の鑑別
　(二)　ふぐの処理に関する実技

三　受験願書の提出期間、提出先及び提出方法

1　提出期間
　平成二十二年十月四日（月曜日）から同月八日（金曜日）まで

2　提出先
　(一)　現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所地を有している者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所地を管轄する次に掲げる保健所の長へ提出してください。

受付場所	所在地	管轄区域
奈良県郡山保健所	大和郡山市植槻町三の一六	大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡及び生駒郡

奈良県葛城保健所	大和高田市大中九八の四	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市及び北葛城郡	
奈良県桜井保健所	桜井市粟殿一〇〇〇	橿原市、桜井市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡及び高市郡	
奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住一五の三	吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村	
奈良県内吉野保健所	五條市本町三の一の一三	五條市並びに吉野郡野迫川村及び十津川村	
奈良市保健所	奈良市西木辻町二〇〇の四六	奈良市	

（二）　現に県内においてふぐの処理に従事していない者であって県内に住所地を有していないものは、奈良県くらし創造部消費・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）に提出してください。

3　提出方法

受験者が直接持参してください。

四　受験資格

条例第八条の規定による資格がある者

五　提出書類

1　受験願書　ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの

2　添付書類

(一) 履歴書
(二) 受験資格を証明する書類
(三) 写真（出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）二枚

六　受験手数料

六千三百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

七　受験票の交付等

1　受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。

2　受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。

八　合格発表

平成二十二年十二月十日（金曜日）午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

九　合格証の交付

合格者には、合格証を交付します。

十　その他

この試験についての問い合わせは、奈良県くらし創造部消費・生活安全課、奈良県郡山保健所、奈良県葛城保健所、奈良県桜井保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市保健所において受け付けます。